

北村慈郎教師免職処分の不当を訴え、免職処分の無効を主張する声明

2019年5月4日

第64回大阪教区定期総会

北村慈郎教師に対する戒規申し立ての受理、調査の仕方、処分の決定について、以下の重大な疑義があり、不当であると思われるので、免職処分の無効の確認を求める。

① 第36回(合同後21回)教団総会で可決された第44号議案を無視した教師委員会

教師委員会が、北村教師に対する戒規申し立てを受理したことは、第36回(合同後21回)教団総会において可決された第44号議案の精神に反するものである。第44号議案とは、教団総会議長が、北村教師に対して行った戒規申し立てを、無効であると決議したものだ。この総会の決議は、第36回総期常議員会はもちろんのこと、教師委員会においてもこれを尊重しなければならないことは明らかである。教師委員会は、教団総会のこの決定を軽んじた。

② 申し立て範囲を逸脱した申し立て書を受理した教師委員会

そして、この44号議案は提案理由の一つに『教憲教規に関する先例集』96.に示された申し立てをできる範囲を逸脱していることをあげている。それなのに、今回教師委員会は、『先例集』96.を全く無視して、申し立て書を受理してしまった。96.によれば、教会担任教師に対する戒規適用の提訴ができるのは、教会の役員会と教区の常置委員会だけであり、役員会は常置委員会を通じて提訴することになっている。これは、教師をみだりに提訴することに歯止めをかけたものである。それなのに、今回教師委員会は、『先例集』96.を全く無視して、「戒規適用に関する内規」をあらため、一人でも戒規の申し立てを受けられるようにかえ、準備していたかのように、戒規申し立て人による申し立て書を受理した。教師委員会は、『教憲教規の解釈に関する先例集』96.を全く無視した。

③ 代表者以外の申立人の名前を隠蔽(隠蔽もしくは情報公開拒否)

申立人は7名のうち小林貞夫氏1名の名前しか明らかにされていない。すべて信徒であるということだが、名前が伏せられている。陰で何があったか不明である。これは今後、同様の事態が同じように起こされるかもしれないことを意味する。